

弘前大学レンタルラボ利用要項

〔平成22年4月30日〕
理事（研究担当）裁定
一部改正：平成27.4.28
一部改正：平成30.3.23
一部改正：平成30.7.5

（目的）

第1 この要項は、弘前大学レンタルラボ利用細則（平成22年細則第12号）第12条第2項の規定に基づき、弘前大学レンタルラボの利用に際し遵守すべき事項を定めるものとする。

（経費の種類）

第2 利用者が負担する経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 利用料
- (2) 光熱水料等
- (3) 通信料
- (4) その他利用者が負担すべき経費

（経費の負担方法等）

第3 第2第1号に定める利用料は、別表第1に定める額とする。ただし、次の各号に該当する場合の利用料は別表第2にそれぞれ定める額とする。

- (1) 本学職員及び企業等との共同研究等により使用する場合
- (2) 外部資金により採択された事業で本学が実施機関として関わる場合
- (3) 本学の職員が関わるベンチャー企業の場合
- (4) 本学の学生が起業したベンチャー企業及び本学の学生が起業準備を目的として使用する場合

2 前項に定める利用料については、利用に際しあらかじめ本学の指定する日までに2か月分以上を納付するものとする。ただし、利用期間が2か月に満たない場合については、利用期間に応じ、所定の利用料を納付するものとする。

3 第2第2号から第4号までに係る経費は実費負担とする。

4 経費は、利用者が財務部財務管理課に支払うものとする。

5 一度納付した経費については、原則これを返還しない。

6 利用料は、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この要項は、平成22年4月30日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月28日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年3月23日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

別表第1

弘前大学レンタルラボ利用要項第3に定める利用料

建物名	室名	面積 (㎡)	月額 (円)
コラボ弘大	521 号室 522 号室	97	室内をブースに仕切って使用するため、室内共用スペースも併せ1ブースあたり10,300円とする。
	523 号室	47	54,400円
	524 号室	49	56,700円
	621 号室	31	35,900円
	622 号室	34	39,400円
	623 号室	56	64,800円
	624 号室	64	74,100円
	625 号室	35	40,500円
	626 号室	32	37,100円
	627 号室	37	42,900円

一者が一室を専有する場合は、上記表の月額とする。ただし、二者以上が共用する場合は1㎡あたりの月額単価を1,157円として各者の専有面積に乗じた上で100円未満を切り上げて算出した金額をもって按分とする。

別表第2

弘前大学レンタルラボ利用要項第3に定める利用料

建物名	室名	面積 (㎡)	月額 (円)		
			第3第1号及び第2号	第3第3号	第3第4号
コラボ弘大	521 号室 522 号室	97	1ブースあたり 5,200	1ブースあたり 3,500	1ブースあたり 2,600
	523 号室	47	27,200	18,200	13,600
	524 号室	49	28,400	18,900	14,200
	621 号室	31	18,000	12,000	9,000
	622 号室	34	19,700	13,200	9,900
	623 号室	56	32,400	21,600	16,200
	624 号室	64	37,100	24,700	18,600
	625 号室	35	20,300	13,500	10,200
	626 号室	32	18,600	12,400	9,300
	627 号室	37	21,500	14,300	10,800

一者が一室を専有する場合は、上記表の月額とする。ただし、二者以上が共用する場合は1㎡あたりの月額単価を1,157円として各者の専有面積に乗じて算出した金額に、第3第1号及び第2号は1/2、第3第3号は1/3、第3第4号は1/4を乗じた上で100円未満を切り上げて算出した金額をもって按分とする。